

# 横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、横浜市（以下「市」という。）が所管する道路台帳図又は道水路等境界調査図（以下「境界調査図等」という。）に係る図面謄本交付の請求及び交付事務並びに写し証明交付の請求及び交付事務に関する取扱について定め、これらの事務が適正に行われることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路台帳図 道路法（昭和27年法律第180号）第28条に基づき調製された図面をいう。
- (2) 道水路等境界調査図 横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号）等に基づき作成された図面をいう。
- (3) 実施部署 道路台帳図及び市境における道水路等境界調査図を所管している道路局道路調査課並びに道水路等境界調査図（市境におけるものを除く。）を所管している各区土木事務所をいう。
- (4) 図面謄本 市が境界調査図等と現地の道水路等境界標が一致していることを証明する図書をいう。
- (5) 写し証明 市の保管する境界調査図等の写しであることを証明する図書をいう。
- (6) 電子申請 道路台帳図の図面謄本又は写し証明の交付請求において、横浜市電子申請・届出システムによる申請手続きを行うことをいう。
- (7) 交付期間短縮請求 図面謄本の交付において、次条第1項ただし書及び横浜市境界調査図等の証明等に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）にて別途定める要件を満たし、現地の状況及び実測結果と境界調査図等との整合を添付書類によって実施部署が確認できるときに、短期間で当該図面謄本の交付を受けられる請求をいう。

## (請求者)

第3条 何人も、図面謄本及び写し証明の交付請求をすることができる。

## (請求方法)

第4条 図面謄本又は写し証明の交付請求（以下「各交付請求」という。）は、事務取扱要領に定めるところにより行うものとする。

- 2 各交付請求に係る請求書は、事務取扱要領で別途定めるものとする。
- 3 前項の請求書には、事務取扱要領で別途定める図書を添付するものとする。この場合において、実施部署が特に必要として追加図書の提出を求めたときは、当該請求者は、実施部署に当該追加図書の提出をするものとする。
- 4 道路台帳図の各交付請求は、電子申請により行うことができる。また、電子申請によらない境界調査図等の各交付請求は、原則として、実施部署の窓口でのみ行うことができる。
- 5 図面謄本又は写し証明の範囲は、原則として事務取扱要領で定める範囲とし、当該請求者は、交付請求時に、実施部署と協議し、その事前承諾を得るものとする。

## (各交付請求の受付)

第5条 実施部署は、前条に定める請求方法により適正に各交付請求が行われた場合には、当該請求書の受付をするものとする。ただし、受付した請求書及びこれに添付又は追加をする図書等に不備が判明した場合には、実施部署は、請求者に対し、相当の期限を設けてこれらの補正を求めることができる。

- 2 前項ただし書の規定は、境界標の復元を伴う手続が生じた場合において、準用する。

- 3 第1項の請求書の受付後、原則として3年を経過しても請求者側の責に帰する事由により図面謄本又は写し証明の交付ができない場合には、当該請求については取り下げられたものとみなす。

(各交付請求の審査)

第6条 実施部署は、前条第1項による各交付請求に係る請求書の受付後、証明内容に係る審査を行う。

- 2 前項の審査の際、実施部署から特段の疑義等が出された場合には、随時、当該請求者は、当該疑義等に係る説明を、実施部署に対して行うものとする。

(各交付請求の拒否)

第7条 実施部署は、次に掲げる場合には、各交付請求に係る審査又は交付を拒否できるものとする。

- (1) 各交付請求の内容が虚偽の情報である場合
  - (2) その他実施部署が図面謄本又は写し証明の交付を不相当と認める場合
- 2 実施部署は、各交付請求の内容に特段の疑義がある場合には、図面謄本又は写し証明の提出先機関、監督官庁等に対し、適宜照会を行うものとする。

(手数料)

第8条 各交付請求の請求者は、次の各号に定める交付請求につき、当該各号に定める手数料を納付するものとする。この場合において、手数料の徴収、納付、減免、不返還等については、横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号。以下「手数料条例」という。)及びその関連規程の定めるところによる。

- (1) 図面謄本の交付請求 手数料条例第2条に規定する、境界図面の謄本の交付手数料
  - (2) 写し証明の交付請求 手数料条例第2条に規定する、その他諸証明手数料
- 2 納付方法は、事務取扱要領で別途定めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、事務取扱要領にて定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後に第5条第1項の各交付請求に係る請求書の受付を行ったものについて適用し、施行日前に同受付を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。